

# 「伝説」という言葉から

—その可能性をめぐつて—

斎藤 純

でんせつ【伝説】①うわさ。風説。太平記一七「一の誤かと存じて候へば」② (Légende フランス) 神話・口碑などの「かたりごと」を中心にもつところの古くから伝えられた口承文学。「羽衣」(新村 出編『広辞苑』第二版)

しかし、良く考えてみると、単にこれだけの規定では、特定地域の口頭伝承から、柳田のいう伝説を選びだすことができないのは明らかだ。<sup>(2)</sup>

にもかかわらず、我々が『伝説』や『本思石語』のような概説書を読むうちに、伝説らしきものを認定できるようになるのは、彼が論述の過程でいくつもの伝説を例示しているからである。

日本語の「伝説」の意味は、本当に右の二つに尽きるのかどうか。しかし、少なくとも①に代表されるような広義の一般的な用法と、②に代表されるような狭義の民俗学の学術的用法があることは、まづ、間違いないだろう。

日本民俗学で、長く伝説の標準的な規定とされてきたのは、柳田国男によるものである。

周知のように、柳田は、伝説とはイワレ、イイツタエと呼ばれてきたものの一種であり、しばしば昔話と混同されているが、①信じられていること、②具体的な事物と結びつくこと、③形式をもたないこと、によって区別されうるとした。<sup>(1)</sup>

しかし、類例の存在が伝説の特徴だとしても、見方によつては、様々な歴史譚や逸話の中に、多くの類似点を発見することもできよう。<sup>(4)</sup>が、柳田は、それらすべてを伝説としているわけではない。<sup>(5)</sup>柳田は『伝説』や『木思石語』などで、伝説の類例を例示しつつ、主に、日本人の固有信仰との関連で伝説の特性を明らかにしてい

く。そのため、読者は、伝説とは前記のような要素を持ちつつ、さらに、日本人の信仰にかかる現象の、痕跡をうかがわしむるものという限定を得る。おそらく、我々が柳田の概説書や論考によつて抱く伝説のイメージは、このようなものではないだろうか。

しかし、ここには、伝説は信仰に起源するものという柳田の予想する結論が、伝説とは何かを認定する段階で、先取りされているのである。

柳田は、あらかじめ伝説研究の結果を予想し、そこからひるがえつて伝説を狭く規定している。そうした規定にもとづく類例の集成が『日本伝説名彙』であり、これらの類例を参照して伝説を認定しそれほどか受けている可能性が高い。

今、長く停滞を指摘されてきた伝説研究に、あらたな展開が芽生えつてあるが、それは固有信仰の追求という、柳田の伝説研究の主的な目的とプログラムに対する、有形無形の反省を伴うものだろ。

およそ学門的な研究は、厳密な定義による専門用語によるべきものであるが、同時にその定義が、対象の持つ多様な特質を切り捨ててしまい、その特質に応じて多様に展開されるべき研究の方向を狭く規定している場合も少なくないと思う。そうした際、いったん厳密な定義から離れ、用語の振幅や出自について考えをめぐらすことが、研究の可能性を開く、一つの手掛かりになるだろう。

本稿は、「伝説」という言葉に関して、広狭二つの用法のあわい

をめぐりながら、「伝説」という言葉で指示される、あるいは指示されうる、資料の特質を探つてみたい。

## 二、

今、我が国で、「伝説」にかかる書物はどれくらい出版されているのだろうか。

試みに、国立国会図書館の、蔵書検索用コンピューターの端末を使い調べてみた。

その結果を表一にまとめたが、これによると、「伝説」という言葉を書名の一部に含むもの（副題・収録作品名を含む）は、一九九二年から一九九三年七月七日まで収集整理された書物の中に、三二〇件存在する。また、一九八四年から一九九一年までの収集整理では一二四七件。一九六九年から一九八三年では、一〇九六件であった（表一-A）。

もちろん、書名の一部に「伝説」という言葉を持つ書物が、必ずしも民俗学でいうところの伝説を扱つたものだとは限らない。そこで、「伝説」という件名で検索すると、一九九二年から一九九三年七月七日までは五五件。一九八四年から一九九一年まででは二六五件。一九六九年から一九八三年では五五三件である（表一-B）。

それでは、「伝説」という言葉を書名に持ち、さらに件名としても「伝説」で分類されているものは、と調べると、「伝説」という言葉を書名に持つものの中ではそれほど多くない。しかも、その割合

が年々減っているらしい（表一—C）。逆にいえば、「伝説」という言葉を書名に持つものの、件名としては「伝説」に分類されない書物が、増えてきているのである（表一—D）。

国会図書館の件名分類の基準が、民俗学でいう伝説の定義に完全に一致するとは限らないにしても、高度の専門家の利用に対処する図書館であれば、それほど大きな隔たりがあるとは考えられない。つまり、「伝説」という言葉を書名に持つつも、民俗学の伝説とは直接関係を持たない内容の書物が、増えているらしいのである。それらは、どのような書物だろうか。

端末の画面に、一九九二年から一九九三年七月七日までの、「伝説」という言葉を書名に含む書物のリストを呼び出して、順次眺めていったが、その印象では、いわゆる幻想小説やその類の漫画、「伝説」という名前のパソコンゲームに関連したもの、推理小説、恋愛小説、冒険小説などが多かった。そのほか、歌手・俳優・スポーツ将棋等の選手、さらにはヤクザの伝記、車や兵器といった機械の開発や活躍の物語などが目立つ。

幻想小説は、半現実的な物語という点で、たしかに専門用語でいう伝説に脈を通じていて、また、パソコンゲームや冒険小説には、英雄伝説のストーリーを下敷きにしたものがあろう。偶像視される人物の伝記も、出来事の類型的な誇張表現と、物語が社会的影響力を持つという点で、伝説と通底していよう。

しかし、これらの書物に扱われた「伝説」は、これまでの民俗学でいう伝説の範囲から、ひとまずは、漏れるにちがいない。柳田の

いうような狭く限定した伝説、すなわち、事物の由来という形で存在する固有信仰の痕跡では当然なく、高木敏雄の系譜を引く、近年の拡張された伝説の範疇、つまり文化叙事の物語的な伝説からも、野球選手や歌手の伝記、戦車やレースカーの活躍談は、外れていくだろう。しかし、これらは「伝説」と呼ばれても、さほど不思議はない、一般に思われているらしいのである。

昭和一五年（一九四〇）、柳田は、伝説研究の概説書『伝説』を刊行するが、「伝説」の定義に関し、この言葉の用法にふれたところで次のように記している。

「事實を有るがまゝに述べるなら、日本では伝説と言ふ言葉を、人によつて今でもまだ広く又は狭く用ひて居るのである。広いといふのはすべての前代からの語り伝へ、口で人々が暗記して居るものには申すに及ばず、かはつた信仰や行事などの、問へば何とか説明してくれるのも、皆伝説だとする見方である。是に対しその伝承のほんの一種類、しかも我邦に限つて特殊に発達し、且つ途方もなく豊富に隅々まで分布して居る語り方のものだけを、伝説と謂はうとする狭い解釈があるのである。この二つはさういつ迄も両々対立して居るわけに行かぬ為であろうか、輪郭は幾分かぼやけては居るが近頃の口言葉では、追々に後の方に統一せられようとする傾きが見える。さうして自分が爰で考へて見たいのも、やはりその狭い意味の『伝説』の方なのである。」

本書を読みすすむと「狭い意味の伝説」とは、柳田のいう伝説、つまり事物の由来としての固有信仰の痕跡のことだとわかるのだ。

が、しかし、「伝説」の解釈は、現在、そのようなものとして統一されているだろうか。また、本書のこの部分では、それ以前の箇所で高木敏雄の伝説研究に言及していることから「狭い意味の伝説」とは、高木のいうような、類型的モチーフを持つ事実めいた物語といふ含みもあるのだが、それにしても現在の「伝説」の用法は、統一されているのだろうか。

たしかに、柳田のいう広い「伝説」解釈は、今日、あまり見られない。しかし、「我邦に限つて特殊に発達し、且つ途方もなく豊富に隅々まで分布して居る」「前代からの語り伝へ」だけが、現在の「伝説」ではない。そして、こうした現在の「伝説」の意義について解説する者は、あまりいないようなのだ。

専門用語がいつまでも狭く、学問が、世の中の「伝説」の一部についてしか発言しえない今までいてよいとは思えない。ただちにそれが可能だとは思わないが、今後、「伝説」という言葉の用例から、一般的な用語としての「伝説」の意味を検討し、専門用語と対照させ、それを踏まえ、やがては概念の拡張にいたる作業が必要だろう。

### 三、

柳田によると、このようないう言葉が普及する以前は、彼のいう伝説は、イヒツタヘ、イハレと呼ばれていたという。また、カタリソツヘ、フルコト、故事という類語も指摘している。  
筆者は、ここで柳田の伝説、およびそれを「自然説明伝説」として含み、さらに「文化叙事伝説」を加えて拡張された近年の伝説の資料が、どのような言葉で一括されてきたか、また、されているかを、資料集の名称から瞥見してみたい。

柳田は、『伝説』の本文冒頭で、「伝説が一つの日本語として通用するやうになつたのは、ほんの近頃のことである。」と記し、次のように続ける。

「現在この言葉を以て呼んで居る言ひ伝へは、無論いつも知れ

ない大昔からあり、一方には又文字を識った人たちは、伝説といふ語を時々は使つて居たのだが、それが今日我々のいふ『伝説』ばかりを、言ひ表はすものともきめて居なかつた。四十年ほど以前(注一)斎藤一九〇〇年(明治三十三年頃)、高木敏雄氏とその友人などが、頻りにこの問題を論じた際に、始めて独逸語でザアゲ、仏蘭西語でレジヤンドといふ語とほど近い意味に、この『伝説』の文字を用ゐそれが又忽ちに全国の口言葉にもなつたのである。(中略)斎藤同じ人は又東京朝日新聞に頼まれて、其頃ちやうど全国から募集した伝説の選者となり、後にそれを整理して一冊の本にして世に送つた。是が伝説の興味を我邦に普及させたと共に、自然にこの言葉の限界をきめる結果にもなつたことは、私たちが先づ活きた證人である。<sup>(1)</sup>」

名称でまとめられていたのかを示している。また、表三は、同じ作業を『日本伝説大系』の使用資料集に対して行ったものである。

この表をみると、たしかに柳田の述懐のように、「伝説」という言葉は、大正二年（一九一三）刊行の、高木敏雄の『日本伝説集』編纂事業以降に普及したと見てよい。<sup>(13)</sup> そして、「伝説」という言葉の、時を追っての増加は、事物にまつわる固有信仰の痕跡や類型的モチーフを持つ事実めいた物語、つまり伝説の資料に対して使われるべきレッテルに、「伝説」という名称が、他の言葉を押し退け、学術用語として席巻していく過程でもある。ただし、前節で見たように、一般的な用語として、「伝説」はもっと広い用法があり、現在でも、民俗学でいう意味以上に広い使われ方をしているのは明らかだ。つまり、「伝説」という言葉の方からすれば、この表にあらわれた過程は、民俗学と接触して始まった、部分的に特殊な意味の発達なのである。

一方、「伝説」以外の名称に注目すると、いくつかの興味深い問題が発見できる。つまり、それらの名称で示される資料群の性質と、伝説として定義される資料の性質との関連である。もちろん、「昔話」や「縁起」のように、ひとまずは類似や近接と見なせる関係のものや、「民話」のように包含関係にあるものなど、伝説との関係のありかたは様々だが、伝説の資料を、これらの名称で一括しては虚構されうることや、「伝承」による正当化が必要とされる状況は何かといった、いくつかの注目すべき問題を提起している（小島博巳「ひとつの『伝承』論——イイツタエ・シキタリという文化の正当性について——」（『日本民俗学』一九三一九九三））。こうした、イイツタエによる「正当化」についての議論は、伝説についても適用されよう。ことに、「正当化」という方策が、人々にある程度意

う点、「民話」に含まれるのは、民衆の生活の産物という点等に注意が向けられたと考えられる。このように、「伝説」以外の名称と対比することによって、伝説の持つ特質を、これらの名称とのかわりで、少しずつ浮かび上がらせることが可能になる。いうまでもなく、「昔話」「縁起」「民話」などと伝説との関連は、これまでも注目されてきたことではあるが、これら以外の、むしろ伝説の研究者にとって見慣れぬ名称が示唆する性質は、伝説の新しい特性の露頭だといえるのではないか。つまり、こうした名称のリストは、伝説の資料に対して、民俗学の「伝説」という言葉をあてはめることによって、見えなくなってしまっている資料の性質を、言い当てる言葉の集合と見なせるのである。<sup>(14)</sup>

たとえば、「いいつけたえ」という言葉で切り出されるような伝説の特性は、どのようなものだろうか。

小島博巳は、イイツタエやシキタリという「伝承」のありかたはある知識や行動様式を、「…とイイツタエられている」というように、それらの知識・行動様式が過去と共有されているということを根拠にして、正当化する論理だと指摘する。また、こうした「伝承」は虚構されうることや、「伝承」による正当化が必要とされる状況は何かといった、いくつかの注目すべき問題を提起している（小島博巳「ひとつの『伝承』論——イイツタエ・シキタリという文化の正当性について——」（『日本民俗学』一九三一九九三））。こうした、イイツタエによる「正当化」についての議論は、伝説についても適

識的に用いられる場合、イイツタエを用いた駆け引き、つまり、一種の戦略が想定されるのであり、波平恵美子の指摘した「伝説」にこもる過去優越の観念と、その観念の操作の問題にもつながっていく（波平恵美子「序」「死者の言葉 死者についての語り」（同編『伝説が生まれるとき 死者の語る物語』一九九一 福武書店））。

また、近世史の分野では、家や村が、幕府・他村・他家などに対し、権威や権利の確認・拡張を求める際、「由緒書」が一定の役割を果していたこと、および、集団の統合や差別の構造に「由緒」が深くかかわっていたことなどが明らかにされている（井上攻「由緒書と村社会」（『地方史研究』二三四 一九九一）ほか、同論文引用文献）。つまり、伝説を含む「由緒」の機能に、やはり「正当性」の付与という働きが認められ、さらに、どのような「由緒」ならばその効力が認められたかという、「由緒」の機能だけでなく、その内容に関連する興味深い問題も提起されているのである。これを、田村麻呂伝説とかかわらせて考察したものに、田中秀和「近世北奥の寺社縁起と田村麻呂伝承—青森県津軽地方を事例に—」（地方史研究協議会編『交流の日本史—地域からの歴史像』一九九〇 雄山閣出版）がある。

「風土」についても考えてみよう。

千葉徳爾によれば、「風土」とは本来、ある地域の生活様式であり、特定の自然環境上に成立した「社会生活や歴史的存在」で、「社会的・文化的環境」ともいうべき概念だが、近世・近代において、それが自然的環境の方に意味を強めたものという（千葉徳爾「日本民俗の風土論的考察」『日本民俗風土論』一九八〇 弘文堂）。こうした「風土」についての記述の中に、伝説資料が見られるということは、伝説が、生活を中心組織された、自然・社会・歴史的存在としての特質を持つことを窺わせるのであり、このような特質は、伝説についての地誌学あるいは生態学的な分析を成立させるだろう。こうした研究の可能性については、たとえば生業論の観点から、餅無し正月の解釈について疑問を提出した安室知の「餅なし正月・再考—複合生業論の試み」（『日本民俗学』一八九一九二）や、河川の漁労習俗から村人の世界観を設定し、鮭にまつわる伝説を分析した菅豊の「鮭をめぐる民俗的世界—北方文化にみられる死と再生のモデル—」（『列島の文化史』七 一九九〇 日本エディタースクール出版）などがある。また、野本寛一の『生態民俗学序説』（一九八九 白水社）に見られる伝説の分析や、さらには、「物質民俗学」を標榜する若尾五雄の仮説も、このような風土論的観点に沿うるものだろう。

また、「名所」に関連した論考に、田野登の「降臨石系統の伝説—近世地誌に見る伝説の構造分析—」（『日本民俗学』一八八一九一）がある。これは、論旨がややたどりづらいのだが、「近世になつて次々に誕生する『神々の伝説』を読み解く」ため、伝承の中には、「神へのなぞらえ」の仕掛けをとらえる試みかと思われ、その分析が、特に「名所記」を中心とした近世地誌の資料を用いている点が注目されるのである。ここには伝説の創作、あるいは改変という観点が存在し、それが「名所」との関係で興味深い問題を提出する

る。

「名所記」とは、近世の旅行ブームに伴つてつくられた観光案内ともいべきものだが、伝説がその中に多数収録されているということは、旅行者のように、直接の伝承地から遠く隔つた人々にも、伝説が意味を持ち出したことを示している。こうしたより広い世界とのかかわりは、地域の伝承にも、影響を与えないではおかないとだろう。

柳田の伝説研究は、より原初的な形態を追求するため、このよくな広い世界との接触による変容には、あまり価値を認めていない。しかし、伝説研究と同様、固有信仰の解明を目指した祭の研究において、静かで厳肅なものであった祭が、観客の登場によつて賑やかな祭礼になつたという指摘があり<sup>(15)</sup>、しかも、風流など数々の演出装置の発達を考えるなら、この変化によつて祭は豊かになつたともいえるのである。つまり、同じ信仰にあらずからない他者の関与を、新たな展開をもたらす要因として、積極的に評価することも可能なのである。現在、観客をも含めた祭礼の研究が数多くなされてゐる状況を考えるなら、伝説研究についても、地域の外部での反応を射程にいたる考察が必要である。

これは、観光化や村おこしとの関わり、さらに、伝承の二次使用など、伝統的な「民俗」であること自体が意味を持つような状況をつくるだろう。<sup>(16)</sup>こうした問題にふれた研究に、根岸英之「福島県大滝根山西麓の田村麻呂伝承—近世と現代のテキストにみる敗者た

ちー」(『説話・伝承学』一 一九九三 説話・伝承学会) があり、拙稿もこのような問題に取り組もうとしている。<sup>(17)</sup>

伝説のまつわる事物は、「史蹟」や「名勝」の中に数えられることがある。近年、こうした「史蹟名勝」の保存・顕彰運動が、どのような政治的・社会的意味をもつてゐたのかを、近世・近代史で問題にするようになった(「特集 近代の文化財と歴史意識」『日本史研究』三五一 一九九一)。

たとえば、日露戦争後、史蹟保存の重要性を説く世論がにわかに高まるのだが、その要因として、①帝国主義的体制を支えるべく、「愛國心」や「郷土愛」を持つ国民を創出するための国民教化策、②日露戦後の工業化や、都市化に伴う地域開発がもたらす、文化財破壊の危機的状況、③地域の振興策としての、史蹟保存や顕彰の利用、④史蹟の保存・顕彰という形をとつた、地域からの国家に対する自己主張、などが指摘されている。<sup>(18)</sup>

これらの指摘は、一見、伝説との関わりは薄いようだが、後述するように、童話や伝説の募集事業が、日露戦争後、にわかに始まりだすことを考えると、何らかの脈絡を想像させずにはおかないのである。

こうした研究は、主に政治史・思想史的な立場から行われており、たしかに民俗学における伝説研究とはかなりの隔たりを感じさせ、その咀嚼に、おそらく時間も手間もかかるだろう。しかし、たとえば、次のような柳田の文章の意味を考えると、史蹟や伝説の置かれていた政治的・社会的状況を無視することはできないはずである。

「時事問題として、伝説と歴史との関係を論ずるのは、実は甚だ

損なことである。私は地方を旅して居て、毎度この問題では当惑した経験がある上に、伝説の近代相というものを説く必要から、つい少しばかり歴史化の批評をして見たが、静かな諸君には是は決して勧めない。」

これは、神武紀元二六〇〇年にあたる、昭和一五年（一九四〇）の六月一八日に、柳田が記した『伝説』の序文の一節である。ここに記された、「地方」で柳田を「当惑」させた「時事問題」とは、なんだらうか。

同書には、次のような言及も見られる。

「奈良県では鳥見の靈峙の御跡に相違ないといふ場所が、あの狭い管内に十箇所近くもあって、目下判定者を困惑させて居るといふが、是に似た真偽の争ひは実は他にもたくさんあって、今は只少しでも問題の解決を遷延しようとして居るに過ぎない。同胞国民の多くの者を、無知なる過信者、乃至は有りもせぬ証拠を虚構して、人を動かそととする者の如く断定するに非ざれば、到底成り立つ見込みの無いめいめいの主張を、もしも此勢ひを以て貫徹しようとしたら結果はどうなるであらうか。」

一方、昭和一〇年（一九三五）初出の『国史と民俗学』にも次のようないい記述がある。

「私などの見る所では、この多数の自称聖跡の競立、即ち同種伝説の併存といふことほど興味の深い現象は無く、是を相持して譲らぬ土地人の感情の如きも、必ず其原因を前代に持つて居る、未だ討

究せらるざる社会的事実である。<sup>(20)</sup>」

このような記述に、序文の言葉を重ねあわせるなら、紀元二六〇〇年を記念して行われた、神武天皇の聖蹟指定に際して、伝説にもとづく候補地が、各地で名乗りを挙げる状況下で、「静かな諸君」にむけられた『伝説』のメッセージ、すなわち、國家の顕彰する建国神話や英雄偉人の歴史と、民間の伝説との野放図な融合への批判が浮かび上がってくるのである。<sup>(21)</sup>

#### 四、

一方、学術用語としての「伝説」は、どのように誕生し、どのように普及していくのだろうか。

筆者には、ここでその過程を詳細にたどる力はないが、従来あまり注目されなかった資料を紹介して、こうした問題への関心を喚起してみたい。

前節で引用した、「活きた證人」の柳田の言及によるなら、「伝説の興味を我邦に普及させたと共に、自然にこの言葉の限界をきめる結果にもなった」のは、東京朝日新聞が高木敏雄に依頼して行った、伝説の募集とその出版である。この募集事業は、明治四四年（一九一一）一二月七日に開始されている。

次的文章は、同日の『東京朝日新聞』第六面に掲載された、募集記事である（なお、原文のルビは大幅に省略した）。

## ◎ 民間伝説及童話募集

全国の篤志家諸君の同情と助力とを熱心に希望して吾社は茲に日本全国に亘りて民間伝説及び民間童話の蒐集を行ひ適当なる方法を以て之が永久保存の途を講ぜんことを企図す。物質的文明の濁流は滔々として今や山間僻地の地に及び習俗の尊ぶべきもの、喜ぶべきもの、口碑伝説の秀なるもの、美なるもの、漸次其跡を絶たんとす、今日に於て保存の途を講ずべきもの独り名勝古木古美術建築物等に止まらざる也、民間の口碑によりてのみ伝承せらるゝ地方的伝説と民間童話とは実に国民文学の精華国民精神の結晶にして、其保存は當今の急務中の最大急務也、而して今日に於て未だ此点に関して何等の見るに足るべき方法の講ぜられざるは恐らく昭代的一大恨事たらんばあらず、これ吾社が微力を顧みず茲に此計画に着手するに至りたる所以也。

此計画に対して同情を寄せらる諸君は左の規定を熟読の上統々寄稿せられんことを乞ふ

- 1、蒐集すべき材料は地方的伝説及び民間童話の二種にして凡て口碑によりて伝承せらるゝ者のみに限る
- 2、伝承は凡て増減修正を加へず其儘に筆記して寄送せらるべし且文体は可成方言其まゝの談話体を用ひ、若し説明を要すべき点あらば別に項を設けて必要なる俗事実の記事を加へらるべし
- 3、材料の数量には制限を設けず、如何なる種類のものにても歓迎す
- 4、到着材料の数量種類等全ての此事業の経過に関する事項は隨等しい「國民文学の精華国民精神の結晶」の保存を、「急務中の最

時本紙上に発表す

一、寄稿者は凡て此事業の贊助者として其芳名を永久に伝へんと欲するにより可成住所姓名身分職業等等を詳細に通知せられんことを望む

一、材料の整理調査及び保存方法の研究実行等に関する事項の担任は主として斯道の専門家たる文学士高木敏雄氏に嘱託す  
一、贊助者は本社内童話係宛玉稿を発送せらるべし又此事業に関する一切の質問通信等も凡て同係宛て發せらるべし

この記事を読むと、「地方的伝説と民間童話」は「國民文学の精華国民精神の結晶」であり、「名勝古木古美術建築物等」に比肩されるべきものと位置づけられていたことがわかる。また、明治四四年において、既に「物質的文明」の浸透によつて「漸次其跡を絶たん」としており、その保存が、この募集事業の目的だった。

ちょうどこの年の三月、「史蹟及天然記念物保存に関する建議案」が貴族院・衆議院を通過し、同年一二月には「史蹟名勝天然記念物保存協会」が発足する。この動きは、前節で紹介したように、日露戦後の工業化や都市化によつて史蹟・名勝が破壊の危機に瀕し、また、史蹟・名勝を通じて、「愛国心」や「郷土愛」を持つ国民の育成が要求されるという、政治的・社会的状況に応じたものと考えられてゐる。

であるならば、これと同じ時期、「名勝古木古美術建築物等」に

大急務」として開始された「民間伝説及童話」の募集事業の意図も、伝説、あるいは伝説のまつわる事物の急変と、伝説を通じた国民教化策への対応に求められるのではないだろうか。

ただし、このような趣旨はあくまで新聞社のものであり、「材料の整理調査及び保存方法の研究実行等に関する事項」を担任する、高木の意図かどうかは即断できない。

なお、投稿規定をみると、新聞での募集という制限はあるものの、口承という限定や、そのスタイルの尊重など、当時としては優れた方針が見受けられる。これは、言語を中心とする諸資料を扱う、文献学に通じた高木の見識を示していよう。

翌一二月八日の同紙第六面にも、再び同文の募集記事が掲載され、その後、一二月一八日の同紙第六面には、この事業に対する賛助の声や投稿規定、さらに、新聞社に寄せられた質問への回答などが掲載されている。賛助者と考えられる、野村袋川の寄稿文の「抄録」は次のとおりである。

#### 民間伝説及び童話の募集に就て

民間伝説及び童話が、国民文学の研究に欠く可からざる事を考へると共に吾々国文学の研鑽に従事してゐる者の不満足を感じるのは其資料が取纏められてゐない事である独逸に於てグリム兄弟の如き大文献学者が此方面に立派な事業を残してゐる我国に於ても往年文部省に於て各地方に通牒して材料を蒐集して其整理を芳賀博士などが企てられ近來は文芸委員会の一事業とて其整理を芳賀博士などが企てられ近來は文芸委員会の一事業とて

もなっている次第であるが此度朝日新聞社に於て圖らず此文献学的一大事業を起し其担当を神話伝説の専門学者たる高木学士に依嘱したのは實に我学会の慶事で江湖の篤志家が十分の同情を寄せられるやうに願はしい。

吾々が地方の篤学者に對して翼賛せられたいのを望むのは決して一時の好古耽奇の思想からではないので材料の記述に於ては十分忠実に口碑を伝へる事を主とし私意憶測を加へず客観的態度を以てせられるやうにありたい又既に記載を経てゐる資料に對して今日の口碑はどのやうな徑庭があるか蒐集者に於ても一應は取調べて置かなければならぬ漫然口碑であるといふだけでは面白くなからう

又之を整理せられる高木学士の方に於てはどういふ方法を取られるであらうか併し此整理の方面は先づ第二段の仕事である蒐集の方面がどうしても第一で基礎的事業であると思ふ吾々は研究の対象が取纏められるというだけでも今日は満足するのである（十二月八日）

この文中で、「往年文部省に於て各地方に通牒して材料を蒐集した」とあるのは、明治三八年（一九〇五）のことと考えられる。ところは、この蒐集に応じた、富山県の報告の稿本によると、明治三八年（一九〇五）一二月から翌三九年（一九〇六）二月にかけて、富山県の郡役所・市役所から管区内の小学校長会に、「伝説・俗謡・童話・俚諺」の調査の依頼がされているからである。<sup>(25)</sup>

この稿本の中には、「通俗教育取調書」と題するるものもあり、

「通俗教育（＝国家が学校以外の場で国民に対してもおこなう教育的働きかけ）」の資料収集を目的としていたらしい。

『富山県明治期口承文芸資料集成』（稻田浩二編 一九八〇 同朋舎）は、この稿本を出版したものだが、その解説に、『俚諺集』の編集に携わった高野辰之の、次のような証言が引かれている。

「明治三十八年かのことである。文部省から各府県にあてゝ、其の管内の俚諺・俚諺・童話・古伝説等の報告を求めた。其の報告上の用意に關しては、故芳賀矢一先生が立奏されたやうに記憶している。」「當時文部省に奉職してゐた私に其の整理を命ぜられたのであつたが、（中略）斎藤）ろくな整理は出来ず、わづかに其の法案を立てるだけに終わった。其の後、文部省に文芸委員会が設立され、此の会が之を整理することになり、会の嘱を受けて文学士長連恒君が俚諺中の然るべきものを抄出された。それが此の俚諺集で、大正三年に文部省の名で刊行せられた。」

この事情は、記事の文中の、「其整理を芳賀博士などが企てられ近

来は文芸委員会の一事業ともなつてゐる」という記述と対応する。

『日本近代文学大辞典』の解説によると、文芸委員会とは「文芸の奨励」のため、明治四四年（一九一）五月一六日付で官制公布、設置された文部大臣統轄の調査審議機関で、森鷗外・芳賀矢一・上田敏・姉崎正治ら一六名の委員がおり、仕事の内容は、毎年刊行または応募した文芸作品を審査、授賞することを主とし、他に海外古典の翻訳などを計画したが、委員の意見が割れ、目立つ活動はな

く、大正二年（一九一三）六月一二日に廃止となつたという。

この文芸委員会における、「俚諺・俚諺・童話・古伝説等」の整理事業の位置づけは不明だが、興味深いのは、文芸委員会の設置と同時に、やはり文部大臣直属の「通俗教育調査委員会」が作られ、官制を公布していることである。文芸委員会が、通俗教育の資料に集められた「伝説・俗諺・童話・俚諺」の整理に携わったということとは、この二つの機関の活動が、通俗教育という同じ政治的・社会的要請に応じたものと考えられるのである。こうした社会的な教育施策の展開は、先にふれた日露戦争後の国民教化策と軌を一にしたものだろう。

少なくとも、日露戦争後の明治四〇年前後、にわかに伝説や童話への関心が高まつたらしく、そこには何らかの時代的な要請の存在が予想されるのである。

一二月一八日の同紙第六面には、民間伝説・童話の募集に関して、新聞社に寄せられた質問への回答も掲載されている。

○福島X生君へ 民間伝説の材料御地方に沢山有之候由何卒頂戴仕つかさたく候但し御たゞねの義民太郎右衛門の話の如きは所謂実録小説の範囲に属すべきものには無む之なし候と存じ候今度蒐集を思立候民間伝説は既に国民全体の所有と成りたる国民伝説や歴史的実録の類と異り一地方の山川湖沼叢林原野人物風習典礼などに關して口碑に存する伝説の義にて委細のことは茲に述べがたく候へば近日中より発表はせよ仕つかさ候実例にて御了解願上候併し例の義民のを

も其筋だけ簡単に承りたく候、又童話の材料も御心づけ下されたく候。民間童話と申しても子供の好む昔話のことを学者らしく言換へてはその意を受けた記者によるものと思われる。

この回答で注目されるのは、まず、読者にとっては、義民の物語が伝説に入るのはないかと考えられたこと、そして、回答者は、それを「所謂実録小説」として退けていることである。つまり、この回答は、一般的な「伝説」の理解から、学術用語としての伝説がまさに切り取られ、特殊な発達を始めるところを示しているのである。<sup>(32)</sup>

「歴史的実録の類」を除こうとする態度には、伝説は、本来、神話につらなるもので、一回性の事件や人生を潤色したものではないという観点が示されていよう。<sup>(33)</sup>

また、「一地方の山川湖沼叢林原野人物風習典礼などに関する口碑に存する伝説」という「民間伝説」の定義は、「人物風習典礼」の含まれている点が異なるものの、自然物にまつわる口碑という性質に注意がむけられており、後の柳田の伝説概念につながる定義として注目される。

この「民間伝説」に対置された、「既に国民全体の所有と成りたる国民伝説」という概念も、民俗学ではあまり取り上げなかつた「伝説」のあり方として興味深い。「国民伝説」が、現在、伝説を

考える際の枠組みとして有効かどうかはともかくも、むしろ、特定の時代の特色を担わされた概念、あるいは、範疇として考察されてよい。<sup>(34)</sup>

また、「民間童話と申しても子供の好む昔話のことを学者らしく言換へたまでのことに候」という表現も、当時の「童話」と「昔話」の関係について示唆を与えるだろう。

なお、「国民伝説」のような、およそ国民教化に有益と考えられる伝説を募集から除外している点は、既に周知のものとして、あらたな資料的価値を認めなかつたのかもしれないが、一方では、高木が、事業主の新聞社とは異なる意義づけを、募集事業に対して与えていたことを示すものと考えられる。

同年一二月二四日には、寄稿された伝説の紹介が始まる。

「沈鍾伝説(一)」の表題のもと、最初に発表された「洪福寺淵」の伝説の報告者は、「『遠野物語』の著者柳田國男氏」である。この報告文の末尾には、「大曲人田口松園氏言」とあり、柳田は、田口松園なる人物から聞いた伝説を報告したことがわかる。

一方、大正二年(一九一三)に出版された『日本伝説集』の、該当資料末尾に記載された報告者欄をみると、間接に報告されたという印の△マークを付し、「△秋田県仙北郡大曲田口松園君」となっている。『日本伝説集』では、この柳田のような媒介的な報告者は表示されていないのである。

野村純一は、柳田が高木の募集事業をしきりに気にして、いたことを指摘し、伝説研究における柳田と高木の競合を示唆したが、この

募集に柳田が積極的に参加していた事実は、両者の関係の理解に、新たな手掛けりを与えるだろう。

また、「沈鐘伝説」についての解説を、記事と『日本伝説集』とで比べてみると、いくぶん相違が見られる。記事では、「苟くも水底に沈んだものは、器物でも人物でも都府でも樓閣でも、何でも構はず、凡て沈鐘伝説の大圈内に属するもの」とし、「都府城郭寺院などの沈んだのには、西洋の伝説では多くその原因を或種の罪悪に帰してゐるやうです。柳田氏の報せられた洪福寺淵の伝説には、此一條が欠けてゐます。此も研究の問題であります。」とする。

一方、『日本伝説集』では、まず、陥没伝説について、「或罪惡、呪咀、其他の原因で、一定の土地、又は住宅、社地などの陥没したことを説く伝説」とし、これと関連する沈鐘伝説についても、「沈んだ原因是種々であるけれども、多くの場合に於ては、一種の罪惡罪過又は呪咀が之に伴つてゐる」とする。しかし、その後に、「沈鐘伝説及び其類似の伝説の『モーチーフ』の一つとして注意すべきことは、沈没の動機が人間の罪過又は或種の呪咀に在らずして、水神の羨望其他の意志に基くと云ふ思想である。」と付け加え、伝説に内在する思想に、より踏み込んだ理解を示しているのである。

この募集事業の際、高木を通じ、西洋の伝説概念が日本の伝説に適用されいくのが、その過程で日本の伝説の特性が浮上し、高木に認識の深化を迫つたのである。ただし、『日本伝説集』の解説の続きでは、この「水神の羨望」という「モーチーフ」は、再び

ギリシア伝説の「神の嫉妬」に比較されている。「ここには、伝説の位置づけをめぐつて、西洋と日本とを往復する、高木の思考過程が窺えよう。

残念ながら、筆者はこの募集事業の記事を、明治四五年（一九一二）の二月までしか追跡していない。この間、『東京朝日新聞』の第六面に、断続的に記事が掲載されていた。大正二年（一九一三）九月付の『日本伝説集』の序文によると、「昨年夏<sup>(33)</sup>、すなわち大正元年（一九一二）の夏まで募集が続いたらしく（明治四五年は七月までで、同月三〇日に大正と改元）。

記事に紹介された伝説は、ほとんど『日本伝説集』に収録されているようだが、中には文体の異なるものもある。また、記事には、伝説だけでなく、童話も紹介されている。

記事で、複数の伝説に纏めて付された表題と、『日本伝説集』の分類項目を対照したり、両者の解説を比較することによって、高木の分類が成立する過程を窺うことができるかもしれない。

本稿では、表面的な考察しかできなかつたが、「伝説の興味を我邦に普及させたと共に、自然にこの言葉の限界をきめる結果にもなつた」募集事業と、『日本伝説集』について理解を深めることは、「伝説」概念の再検討にも役立つはずである。そのためには、これらの記事が、なお深く研究されなければならない。

## 五、

本稿では、「伝説」をめぐって、どのような研究が可能かを考えようとした。そのため、いささか乱暴な方法ではあるが、「伝説」についての書物や類語の表を手掛かりに、伝説のあらたな特性を探ろうと試みた。特に類語の表に関しては、言及しなかつた言葉も多いが、それらが伝説研究の新しい観点の発見に役立つなら、幸いである。

なお、信仰と伝説の関連、文艺的特質の検証、他のジャンルの口承文芸や古典文学との関わりなど、すでに優れた研究が数多くなされている問題については、意識的に言及を避けた。なるべくながら、未発の可能性を探ってみたかったのである。筆者に力がなく、自身の研究によって、説得的にその可能性を示せなかつたのは残念である。

また、学術用語の「伝説」の発生と、普及を窺わせる資料として、

『東京朝日新聞』の伝説募集事業を紹介した。この事業は、柳田の限定よりも広い範囲の伝説の概念を、柳田の啓蒙よりもはやく、一般に印象づけたものと考えられ、その限界や可能性を考える上で最も詳しい研究が望まれる。

なお、本稿は、直接には研究動向の紹介ではなく、論の展開に関係のない研究には言及しなかつたが、酒向伸行の『山椒太夫伝説の研究』（一九九二、名著出版）は、明らかに「伝説」の研究とうたつ

り、本書においてたしかに成果をあげていると思うのだが、一方、なぜ人々は合理化を求めたのかという質問を発し、これを単に「信じがため」として追求を止めないのでなければ、この概念は、人々が伝説に寄せた心情をとらえるための、一つの手掛かりになるのではないか。

これは、むしろ我々の課題である。

### 註

(1) 柳田国男『伝説』（一九四〇、岩波新書）七〇一〇頁、三三一

（2）  
（3）

自らが初学者であった頃のことを思い出されたい。また、たとえば講演会などで、伝説を知らない人に、例を挙げずに概念から伝説というものを思い至らせるはめになつたことを想像されたい。

(3) 柳田国男「伝説のこと」（柳田国男監修・日本放送協会編

た近年の成果として、見過ごせない。

これについては、岩崎武夫のすぐれた書評（『日本史研究』五四一九九三）があるが、いささか異なる観点から筆者が注目するのは、本書の序文に明確に記されているように、伝説の合理化という視点が重視されていることである。この合理化の問題は、柳田もたびたび言及しており、伝説の重要な特性の一つといつてよい。

ただし、本書では、合理化の概念を、伝説の古型を判別する際の、史料操作の道具に使用している。もちろんこれは正当なことであり、本書においてたしかに成果をあげていると思うのだが、一方、なぜ人々は合理化を求めたのかという質問を発し、これを単に「信じがため」として追求を止めないのでなければ、この概念は、人々が伝説に寄せた心情をとらえるための、一つの手掛かりになるのではないか。

『日本伝説名集』（一九七一（初出は一九五〇））日本放送出  
版協会）

(4)

勝田至は「伝説の歴史的研究の諸問題」（『新しい歴史学のため』一九八一九九〇）の中で、資料の類似性の判断に主観性が入り込むのは避けがたいことを率直に指摘している。

(5)

たとえば、義民伝承などはどうか。

(6)

もつとも、柳田は、晦渺といえるほど、極めて多義的で、複数に意味のとれる文章を書いている。このため、柳田の伝説研究の主要な目的が固有信仰の追求だとしても、伝説をめぐる論考の所々で示される柳田の見解が、すべてそれに収斂するものではないことが、しばしばある。筆者は、伝説研究の新しい展開のためには、こうした見解の再評価が必要と考える。なお、川田稔『柳田国男——「固有信仰」の世界』（一九九二、未來社）は、柳田が様々な論考で想定した固有信仰像をスマートに整理しており、伝説研究と固有信仰との関係についての標準的な理解を得るのに極めて有益な書物であるが、右記の様な観点からすれば、この整理を、むしろ柳田があれつとも集成しなかつた諸論点の発見に、役立てることができる。

(7)

拙稿「伝説研究の動向」（『日本民俗学』一九〇一九九二）。

また、辞典類の伝説の定義や解説について、昭和二六年の『民俗学辞典』（柳田国男監修・民俗学研究書編一九五一

東京堂）以来、閑敬吾の提案を除いて、一部の修正や追加

はあるものの、ほぼ柳田の定義・解説が踏襲されてきたが、昭和六二年の『昔話・伝説小辞典』（野村・佐藤・大島・常光編一九八九みずうみ書房）では、独自の観点からの性格づけが見られる。

(8)

あらたな伝説の定義の試みについても、拙稿で紹介した諸論考を参照されたいが、すでに柳田の定義に必ずしも拘泥せず、伝説を扱う論考が見られる。

(9)

そうした書物のいくつかを、書名だけランダムに挙げてみよう（内容のうかがいににくいものは（）内に補つた）。

『超魔神伝説』（幻想小説）、『銀河英雄伝説』、『ゼルダの伝説』（ゲームのコミックス）、『平家伝説殺人ツアーハンソン』、『暴力伝説』（アクション物の小説）、『戦士の伝説 ガンファイター・ストーリー』、『通天閣の歌姫伝説』、『宝塚伝説 トップスターの新人時代』、『長島伝説ミスター・ジャイアンツの記録』、『神宮の森の伝説 60年秋早慶六連戦』、『真・石田伝説 秘法卷之五』（将棋の物語）、『三島由紀夫伝説』、『伝説の大富豪たち』、『伝説のやくざボンノ』、『ティーガー無敵戦車の伝説』、『21世紀への推理小説に扱われる「伝説」は、学術用語の伝説に近い。推

理小説の趣向には、しばしば、伝奇趣味と紀行記的構成がとられるが、それには、見知らぬ土地にまつわる非現実的物語つまり、伝説の紹介や導入が有効だからである。こうした伝説の利用のされ方も、興味深い問題である。

なお、虚構が伴うという意味での「伝説」的な人物像は、

現代の例をも含めて渡邊昭五が列举している〔「伝説と文学」（荒木・野村・福田・宮田・渡邊編『日本伝説大系 別巻一 研究編』一九八九 みずうみ書房）〕。こうした偶像的人

物の「伝説」を考える上で、芸術家の逸話について、類型性の指摘やその由来、意味などを研究した『芸術家伝説』（エルンスト・クリス、オットー・クルツ「大西広ほか訳」一九八九 ぺりかん社）が参考になる。また、大林太良は、ウルトラマンのような現代的英雄にも、伝統的な口承文芸の主人公と類似した性格があり、SF・ドラマの構造にも共通性が見られることを例示する（「ジャンルを越えて—神話からテレビまで—」（『日本民俗文化大系 七 演者と観客—生活の中の遊び—』一九八四 小学館）。このように、大衆小説を民話と等価、あるいは親縁性を持つものとして分析する研究については、トム・スピアーリツ（「現代における日本民話の機能的対応物」（『口承文芸研究』九 一九八六））や荒川博之（「フォーカロアと現代社会」（『口承文芸研究』一〇 一九八七））も紹介している。

こうした研究に導かれ、我々は、やがて「伝説」とされる

逸話、幻想小説、冒險小説、恋愛小説などの構造や類型的表現を把握し、その「伝説」らしさを理解できるようになるかも知れない。

(10) 柳田 前掲(1) 三三四頁

(11) 柳田 前掲(1) 一頁

(12) 柳田国男監修・日本放送協会編『日本伝説名彙』（一九七一 日本放送出版協会）卷末の「資料の解説」のリスト、および

荒木・野村・福田・宮田・渡邊編『日本伝説大系 別巻二 総索引・資料編』（一九九〇 みずうみ書房）の「使用資料一覧」を用いた。

集計にあたっては、「民俗」や「歴史」といったあまりに広い概念は除外した。また、「県史」「郡史」「市町村史」や「案内記」など、収録資料の名称や性質が窺えないものも省いている。また、「民話と伝説」など、複数の名称が見られる場合は伝説に近いものを指す名称を採用したが、「口碑」と言い伝え」のようにどちらともいえない場合は、両方を数えている。

なお、「風土記」や「名所記」などが多く数えられたが、伝説はそういった書物の中で、さらに「古跡」「史蹟」「古木」等の項目に收められている。したがって、伝説や伝説のまつわる事物を、これらの名称で指示する機会は、もっと多かったはずだろう。

こうした「風土記」や「名所記」の中での伝説の位置づけ

も、研究されるべきものである。

(13) (13) 一九六九) 一八二頁  
ただし、明治以前や明治期にも、「伝説」という言葉を表題

に持ち、今日の民俗学でいう伝説の資料を収録した書物がある。たとえば、安永年間（一七七二～八一）に成立した『上毛伝説雑記』や同三年（一七七四）の自序を持つ『上毛伝説

雑記拾遺』（両書とも、樋口・今村編『上野志料集成』（一

九一七 暁乎堂）に収録。一九七三 臨川書店（復刻））、

（中原育藏編 磯磊堂）などである。これらの書物が、内容

のいかなる特性に応じてこの表題を持つようになったのか

は、興味深い問題である。後者は、井上円了の一連の著作に

似た啓蒙書であり、筆者は新時代の知識人だったと考えられる。内容は、臭水・八房梅・三度栗など、事物や土地にまつ

わる奇現象の解説である。

(14) 石井正己は「能のへ語り」に関する覚書」（『日本私学教育研究所 調査資料 一六六 古典の資料と研究』一九九二 財団法人日本私学教育研究所において、伝説と「イワレ」「因縁」「故事」「来歴」「言い伝え」などの連続性に注目し、論を展開している。石井は、伝説との対比によって、これらを内容とする能のへ語りを考察するのだが、こうした類義語に注目した交流が、相互の概念やジャンルの特性を明らかにするだろう。

(15) 柳田国男「日本の祭」（『定本柳田国男集』一〇 筑摩書房）柳田国男「日本の祭」（『定本柳田国男集』一〇 筑摩書房）

一九六九) 一八二頁  
ハンス・モーザー（河野眞訳）「民俗学の研究課題としての

(16) フォークロリスマス」上・下（『愛知大学国際問題研究所紀要』九〇・九一 一九八九・一九九〇）

(17) (17) 四 一九九三  
拙稿「『桃太郎神社の誕生』にむけて（一）」『世間話研究』

(18) (18) 四 一九九三  
住友陽文「史蹟彰運動に関する一考察」（『日本史研究』

三五一 一九九一）。また、同「近代日本の国民教化と文化

財保存問題（『箕面市地域史料集』二一九九一 箕面市）

は、赤穂浪士の一人、萱野三平にかかる史蹟の保存・顯彰

運動の意義を検討しており、歴史上著名な人物を主人公とする伝説の遭遇を考える上で参考になる。

(19) 柳田 前掲(1) 六四頁  
柳田国男「国史と民俗学」（『定本柳田国男集』二四 一九

(20) 七〇 筑摩書房 三〇頁  
柳田国男「国史と民俗学」（『定本柳田国男集』二四 一九

(21) 星野良作「研究史 神武天皇」（一九八〇 吉川弘文館）一八五〇 一九四頁  
星野良作「研究史 神武天皇」（一九八〇 吉川弘文館）一

(22) 聖蹟の指定が、地域の伝説に与えた影響については、簡単ながら拙稿「伝説の合理化と作為」（飯島吉晴編『日本文学研究資料新集』一〇 民話の世界・常民のエネルギー』一九九〇 有精堂出版）で述べた。

また、歴史学者の中村政則は、「歴史のこわさと面白さ」（一九九二 筑摩書房）の中で、昭和一〇年（一九三五）の

護良親王六〇〇年祭に際し、餅無し正月の伝説に關して行わ

れた興味深い儀式（六〇〇年前、親王に餅を与えたかった村人

人が、親王の墓に餅を供えて謝罪したという）を紹介し、近現代史の觀点からコメントを加えている。

なお、伝説を事實として主張し、あるいは、それにもとづいて祭典を行うという状況、つまり、伝説を「信じている」という態度が公的に強く表明されたり、求められたりする状況への批判が、柳田の『伝説』において、「信じられている」という特性の重視と、その解説に向かわせたのではないか。

もし、そうであるなら、これとは異なる状況に焦点をあわせた伝説研究が行われる際、「信じられる」という特性には、再検討の余地があるだろう。

実際、ただ「信じんがため」に、伝説の合理化・歴史化を行なう人々といふイメージは、いささか異常である。あるいは、柳田は、古い伝説と新知識に翻弄される無垢の伝承者といふ人物像を提出し、こうした読者の胸に訴えかけやすい印象を用いて、各々の伝説の支持者との間に相互の共感を喚起し、対立しあう伝説の混乱を鎮静化しようとしたのかもしれない。しかし、そうだとしても、伝説を「信すべきもの」と設定し、伝説にかかる人々の行動を、あたかもその特性に縛られているかのように理解するのは行き過ぎではないか。一方では、ある状況下で、伝説をめぐってなされる、意識・無意識の様々な思惑や駆け引き、思考、解釈、願望の投影、

(23)

柳田国男における「伝説」「昔話」という概念の誕生について考察したものに、高木史人「昔話と伝説」（本田・池上・小峯・森・阿部編『説話の講座』二 説話の言説—口承・書承・媒体—）一九九一（勉誠社）、重信幸彦「『昔話』の発見—ある口頭伝承研究の構想・覚書①」（『へ口承』研究の「現在」—ことばの近代史のなかで—）一九九一（筑波大学歴史・人類学系日本民俗学研究室）がある。

(24)

以下の『東京朝日新聞』は、国立国会図書館所蔵のマイクロフィルムによる。

(25)

稻田浩二編『富山県明治期口承文芸資料集成』（一九八〇同朋舎）四六五頁

(26)

有泉貞夫「明治國家と民衆統合」（『岩波講座 日本歴史一七 近代四』一九七六 岩波書店）一二三〇頁

(27)

稻田 前掲(25)四七五～四七六頁。また、高木敏雄も大正五年（一九一六）刊行の『童話の研究』で、この募集事業に言及している（高木敏雄『童話の研究』（講談社学術文庫版一九七七）一八九頁）。

(28)

日本近代文学館・小田切進編『日本近代文学大辞典』四（一九七八 講談社）四六八頁

(29)

前記のよう、柳田は、「四十年ほど以前（注）斎藤 一九〇〇年（明治三年頃）」、高木敏雄氏とその友人などが、頻りにこの問題を論じた際に、始めて独逸語でザアゲ、仏蘭西

語でレジャンドといふ語とは、近い意味に、この『伝説』の文字を用ひ、それが又忽ちに全国の口言葉にもなつた」と記しているが、明治三〇年代初頭、高木と神話をめぐる論争に参加した人物の一人が、明治学者の姉崎正治である（大林太良「解説」（高木敏雄（大林編）『増訂 日本神話伝説の研究』一 東洋文庫二四一 一九七三 平凡社）三七九）三八〇頁、山下欣一「高木敏雄」（瀬川・植松編『日本民俗学のエッセンス 日本民俗学の成立と展開』一九七九 ペリカン社）九二（九三頁）。この時期の伝説はどのような意味・用法を持っていたのだろうか。

『論集 日本文化の起源 第三卷 民族学一』（松本信広編 一九七一 平凡社）に再録された、これらの論争（高山林次郎「古事記神代卷の神話及び歴史」（『中央公論』一四一三 一八九九初出）、姉崎正治「素戔鳴尊の神話伝説」（『帝国文学』五一一・九・一一・一二 一八九九初出）、高木敏雄「素戔鳴神論」（『帝国文学』五一一・一二一八九九初出））を覗見したかぎりでは、一応、姉崎が、説明神話（天然神話、人事神話）、説話 Sage（勇者譚 Helden sage、遊離説話 Märchen）、伝説 Legende といった区別を立ててはいるのだが、必ずしも、その用法が一貫せず、「神話」と呼んだ資料を、その後に「伝説」と呼ぶなどしている。論争が素戔鳴尊をめぐるものであることから察せられるように、『古事記』の「神代卷」に記されたような物語（つまり

神または神的な人物が、一定の場所で行つた奇跡的な出来事で、国内外に類例の見つかる可能性のあるものが、「伝説」と考えられていたのではないか。このように、「神代卷」をモデルにしている限りでは、「神話」も「伝説」も大差がないものとイメージされただろう。なお、姉崎に比べ、高木は「伝説」という言葉を多用せず、「神話」を用いることが多い。

當時の文相、小松原英太郎の自伝（『小松原英太郎君事略』一九二四 木下憲）によると、明治四三年（一九一〇）の大逆事件の逮捕者に、相応の教育を受けた者が多いことに驚き、文部省直轄の各学校に訓令を発し、また、「斯る人心の

趣向に対し之を匡救する為に教育上施設すべき要務に就て考究して之が実行を圖つた」（一一一頁）が、その計画の一つに社会教育の奨励があった。小松原は、「社会教育（或は通俗教育）を盛にし社会の風紀を廓清し努めて醇良なる国民的・精神を涵養するは亦一般青年に対する不健全なる思想の誘惑・感染を防ぐ再有効の手段方法」であり、「現今社会の風紀を壊敗し青年の子女をして自然主義に流れ社会主義に心酔するに至らしむるものは其原因種々ありと雖も其害不健全なる読物より太甚しきはなし」と考へ、「文芸院を設立するか又は文部省に文芸委員会及通俗教育委員会等を設置し文芸に關係ある有力なる学者文士等を集め懸賞等の方法に依り健全なる文学を奨励し若くは適當の材料を募集して青年叢書を発行し又は断へず一般刊行の読物を調査して学校及び図書館等の為めに健全なる読物を指示する等」の方策をとり、「第一には文士社会の風紀を一新し第二には一般家庭の為めに善良なる読物を供給し、寄席の興行物その他幻灯又は活動写真等に関しても相当の取締及奨励の方法を設けて之を健全ならしむるの手段を構じ又一方には通俗講演会等を盛に以て健全なる国民的精神を涵養するに努むるは、今日腐敗堕落に傾き動もすれば危険なる思想に感染せんとする青年社会の状態を匡救するに於て寛に國家的一大急務」としていた（一一三～一四頁）。

また、こうした社会教育に対する国家的関心は、日清戦争

後より日露戦争の間に、経済発展に伴う労働問題や社会問題への対処、發展と对外進出を支える国民的資質の育成、ナショナリズムの展開等の要因によつて高まるが（前掲「国立教育研究所」三九二～三九六頁）、教育の対象も、従来の青年のみではなく、国民という範疇に広がり、一般民衆に向けた教育の方法として、言葉・論理を媒体とするかたくるしい講演会・演説会だけでなく、感覚を通して訴える幻灯や活動写真・レコード等が、娯楽的要素をも備えた有効な手段として利用されるようになり、さらには、講談・義太夫・演劇・寄席等、民衆の娛樂文化の教育的編成もみられるようになった（前掲「国立教育研究所」四〇五～四〇六頁）。

通俗教育の資料として、「伝説・俗謡・童話・俚諺」の調査がなされたのも、このような脈絡で理解すべきだろう。

五十嵐力「趣味の伝説」（一九一三二松堂書店）の大正二年（一九一三）五月十八日付の序文によると、早稲田大学の「作文」の学科において、「著者は、明治四十年頃からこの方、殆んど毎年、文科の学生諸子に向つて、各自の故郷の伝説を書いてくれるように、而して言ひ伝への事柄をも、趣味をも、成るべく改めずして、伝はれるが儘、聞きたるが儘、頭に宿れるが儘を書いてくれるやうにと頼み」、多くの原稿が集まつたが、「昨年の冬休みの少し前」、「新刊の御伽噺」を子供に読み聞かせているとき、「ふと、二三年このかた、神話、伝説、御伽噺などの研究が盛んになって、其の方面的

著述が頻りに公にされる」とを考へ、「本書を刊行したといふ。

また、文芸委員会委員の上田敏は、明治四四年（一九一）

一二月二六日から五日間、京都府立第一高等女学校で開催された京都府教育会第二回冬季講習会で、「民俗伝説」についての講演を行つてゐる（上田敏全集刊行会編『定本上田敏全集』九一九八五、教育出版センター）。

なお、関敬吾は、明治三八～三九年（一九〇五～〇六）の富山県の調査のタイミングについて、「こと国民教育の問題に関する調査とはいゝ、どうした事情が伏在していたのかはわからぬが、戦争終結後わずか四月にして調査の依頼が發せられたことになる」と、訝しんでゐる（「解説」（福岡県教育会編『全国昔話資料集成一』福岡昔話集）一九七五岩崎美術社）二五三頁）。

明治三八～三九年（一九〇五～〇六）の富山県の「伝説・俗謡・童話・俚諺」の調査報告では、「巡回営業者のうたう伝説」あるいは「童話・伝説」として、「八百屋お七」「荒木又右衛門」のような実録小説、「聖徳太子」「豊太閤」といった人物伝、「嫁捨山」のような故事説話から、「日露戦争」の時事的な話題までが列挙されている（稻田前掲（25））。これらはどのような特徴にもとづいて、「伝説」と一括されていたのだろうか。

しかし、一般には、こうした実録は、現在でも「伝説」と考

えられている。實際、今日の「伝説」の一般的理解は、明治の調査の頃と大差ないのかもしれない。この事態をどう受け止めるべきだらうか。

「国民伝説」には、まず間違いなく義経伝説が入るだらうが、この伝説を超時代的な日本人のロマンティシズムの現れと見地支配の展開という社会状況に位置づけた論考に、菊地勇夫『義経・蝦夷征伐』物語の生誕と機能』（『幕藩体制と蝦夷地』一九八四、雄山閣出版）がある。こうした位置づけから、「国民伝説」という範疇が逆照射され、その時代的特性も明らかになつていくだらう。

また、日本武尊の伝説も、「国民伝説」に数えられてしるべき伝説だが、平川新は、宮城県刈田郡の日本武尊伝説について、中央を志向する伝説と、地方のアイデンティを表現する伝説との拮抗や、それら異伝の生成を論じてゐる（「白鳥信仰と近世南奥の民衆意識—日本武尊・用明帝そして安倍則任—」（地方史研究協議会編『交流の日本史—地域からの歴史像』一九九〇、雄山閣出版）、「伝説・縁起・民衆—ヤマトタケル譚と刈田嶺神社の縁起—」（渡辺信夫編『近世日本民衆文化と政治』一九九二、河出書房新社）、「白鳥伝説の形成過程—ヤマトタケル伝説と用明天皇伝説—」（『東北大教養部紀要』五六一九九二）、「交流する伝説—豊後の真野長者伝説から奥州の白鳥伝説へ—」（『史料館研究

紀要』二三一九九二（国立史料館）、「神社縁起と伝説の  
変容—白鳥伝説と近世南奥の民衆意識—」（『日本歴史』五  
三三一九九二）。これらの研究は、從来は日本全体の視  
点から位置づけられてきたため、周辺的あるいは雑多なもの  
としか見なされなかつた伝説の地域的・バリエーションに対し  
て、中央に対峙する独自の価値の発見を促すものである。同  
様な問題意識を含むものに、根岸英之（本文中前掲）一九九  
三）がある。このように、中央の歴史にかかる伝説の、地  
方における、いささか逆説的な価値が明らかにされつつある  
が、こうした研究の上に、特定の時代において、「国民伝説」  
という概念が担つた意義も照らし出されてくるだろう。な  
お、平川の一連の研究は、柳田が『伝説』の中で合理化の例  
として取り上げた、宮城県刈田郡の白鳥伝説の展開を実証的  
に検討しており、柳田の議論を検証する上でも注目される。

- (35) 高木敏雄『日本伝説集』（一九一三郷土研究社）一〇八頁  
(36) 野村純一「伝説・世間話・昔話」（上野・高桑野村・福田・  
宮田編『民俗研究ハンドブック』一九七八吉川弘文館）二  
一三二一六頁
- (37) 高木 前掲(35) 二九五頁  
(38) 高木 前掲(35) 一頁

（付記）本稿の校正中、根岸英之「町おこしの中の田村麻呂伝承  
—福島県田村郡大越町の“鬼おこしフェア”—」（『信濃』四五

一九一九九三）に接した。これは、町おこしに際して流通される  
伝説の意義を考察し、このイベントを民俗生成の場として検討した  
注目すべき論考である。本考が深化しなかつた問題を、具体例を通  
じて提起しており、過ぎながらここに紹介しておきたい。また、  
本稿の註(34)で言及した平川新の研究は、『伝説の中の神—天皇と  
異端の近世史—』（一九九三吉川弘文館）にまとめられた。なお、  
本稿に関連した覚書として、拙稿「伝説集の出版状況について（仮  
題）」を、『世間話研究』五号（一九九四近刊）に掲載予定。  
(さいとう・じゅん／兵庫県立歴史博物館)

(表1) 1993.7.7 現在

年代	A	B	C (%)	D (%)
1969～1983	1,096	553	418 (38.1)	678 (61.9)
1984～1991	1,247	265	179 (14.4)	1,068 (85.6)
1992～1993	320	55	34 (10.6)	286 (89.4)

A：書名（副題・収録作品名も）の一部に「伝説」の言葉を含むもの。

B：件名として「伝説」の項目に分類されているもの。

C=A ∩ B：書名の一部に「伝説」の言葉を含むと同時に、件名としても「伝説」の項目に分類されているもの。（%）はAに対する割合。

D=A-C：書名の一部に「伝説」の言葉を含むが、件名としては「伝説」の項目に分類されていないもの。（%）はAに対する割合。

(表2) 『日本伝説名彙』使用資料名称による伝説名称

時代 名称	明治前	明治期	大正～ 昭和20	不明	計
伝説			23	3	26
口碑			4		4
口碑伝説			3		3
昔話			2		2
物語	2		1		3
伝承			2		2
古事	1				1
旧事	2		1		3
旧記	1				1
説伝	1				1
民諺			3		3
里人談	1				1
俚諺	1				1
俗諺	1				1
巷談			1		1
夜諺			1		1
雑話			1		1
奇事			1		1
異聞			1		1
温故	1		1		2

風土記	10	1	1		12	
風土	1		2		3	
名所	11				11	
名勝	3	2		1	6	
名跡	3				3	
名蹟	2				2	
奇勝	2				2	
攢勝	1				1	
老樹名木			1		1	
古蹟	1				1	
名靈	1				1	

(表3) 『日本伝説大系』使用資料名称による伝説名称

時代 名称	明治前	明治期	大正～ 昭和20	昭和 21～	不明	計
伝説	1	2	89	388	5	485
口碑			8	2		10
口碑伝説			8	2	1	11
いいつたえ				1		1
いわれ				1		1
昔話			7	212		219
むかしむかし				5		5
むかしがたり				4		4
むかしこ			1	3		4
昔譚			1			1
物語	8	1		35	3	47
神話			1	2		3
神謡			1			1
縁起	31				11	42
童話		1	1	1		3
民話			2	168		170
口承文芸				3		3
説話		2		1		3
民間説話		1				1
民間文芸				1		1
叙事詩			1			1
伝承			2	15		17
民間伝承		1		1		2

口頭伝承		1	3	3	1	1
由来	5	1	1	1	12	
由緒	2				6	
根元	3	1			4	
縁由	1				2	
來由	1				1	
根本記	1				1	
古事	4				4	
故事			3		3	
温故		1		1	2	
古事談	1				1	
古事來歴			1		1	
古実記	1			1	1	
古伝			1		1	
旧記	6		1		7	
旧語	2				2	
旧事談	1		2		2	
旧事					1	
旧伝	1				1	
旧聞				1	1	
説伝	1				1	
史談	2			6	9	
史話		1		8	9	
史譚				2	2	
民譚			4		4	
民談	1			1	2	
民諺	1				1	
俗説	1			1	2	
俗談	1				1	
俗話				1	1	
鄙語				1	1	
俚譚			1		1	
俚談	1				1	
里人談	1				1	
夜話	4			7	11	
夜ばなし				2	2	
夜譚		1			1	
夜語り				1	1	
雑話	2		1		3	
雑談漸					1	
瑣談	1				1	
茶話	1				2	
茶飲み話		1		1	1	
かたりぐさ				2	2	
情話			1		1	

奇談	5		2		2	9
怪談	2		1		3	3
七不思議			3		3	3
不思議話			1		1	1
四十七不思議	1	1		1	1	1
奇聞	1			1	2	2
異談					1	1
綺談	1				1	1
珍話				1	1	1
奇事	1				1	1
奇跡	1				1	1
秘話				1		1
風土記	23	1	2	19	1	46
風土	2	1	4	4		11
風物			4	4		4
名勝	10	5	3	1		19
名所	17		1			18
名跡	5				1	6
名蹟	1				1	2
名木美林			1			1
老樹名木			1			1
史蹟			5	4	1	10
史跡				4		4
事蹟				4		4
旧蹟	3			1		3
旧跡	1		1	1		2
遺蹟				2		2
遺跡				2		2
古蹟	2					2
古跡	1					1
伝記	4					4
行実	2					2
行状	2					2
人物誌				1		1
孝子伝	1					1
高僧伝	1					1
諸祖伝	1					1
家譜				1		1
軍記	2					2
神異例	1					1
神秘	1					1
神代正語	1					1
神德	1					1